

児童扶養手当現況届確認事項（表面）

受給者氏名	証書番号	特児受給（あり・なし）
	沖児扶 号	沖特第 号

1. 現在、同居・同住所・同敷地内に居住している方をすべて記入し、児童の税扶養・健康保険の扶養について記入して下さい。

※同住所・同敷地内に住んでいても、生計が別の場合は、「生計」欄で「別」に○を記入し、「別世帯確認書」を提出してください。

※別居であっても税扶養に入れている方がいる場合は余白に記入してください。

氏名	生年月日	受給者との続柄	生計	税	健康保険
		受給者本人			
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別
			同・別	同・別	同・別

2. 現在、就業していますか。（就業している・就業していない）

就業している場合

■いつから働いていますか。

（平成・令和）年 月 から

■勤務時間

AM 時 分から PM 時 分まで

■勤務時間中の児童の監護

※児童の通学時間帯以外の状況

1. 親族（
2. 学童保育
3. その他（

無職の場合

■その理由

1. 求職活動中
2. 子どもがまだ小さいため
3. 子どもを預けることができないため（保育園入所待ち等）
4. 親族の介護が必要なため
5. 体調不良により、通院あるいは自宅療養等が必要なため
6. その他の理由

3. 生計維持はどうしていますか。 ※1ヶ月分の収支についてご記入ください

■収入

1. 給与・自営収入 円 受給者との続柄
2. 親族からの援助 援助者氏名：（ ）
援助の内容：生活費（月額 円程度）・その他（ ）
3. 前夫（妻）からの養育費 受取額（月額 円）
受取回数（1年に 回予定）
受取方法（手渡し・振込・その他（ ））
4. 生活保護 円
5. 手当・年金等（特別児童扶養手当・老齢年金・障害年金・遺族年金・その他（ ））
6. その他（ ）

収入合計： 円（＋児童扶養手当、児童手当）

■支出

1. 家賃 円
2. 光熱水費 円
3. 食費 円
4. 通信費 円
5. その他 円（学童、お小遣い等）

支出合計： 円

4. 対象児童について、以下の項目に該当しますか。

（注）該当する場合、別居監護申立書等が必要です

- 該当する児童氏名
1. 学校の寮、宿舍等に入っている。
2. 入院中である。
3. 就労している。
4. 施設に入所している。

児童扶養手当現況届確認事項

(裏面)

5. 現在、お付き合いしている方はいますか (受給者が「母」「父」の場合の確認事項)

(いる ・ いない) → 「いる」と回答した方のみ下記の①②のいずれかにお答えください

① 婚姻または同居する予定がある場合

■いつから婚姻 (同居) する予定ですか。(現在同居している場合も含む)

令和 年 月 備考: _____

② 現時点で婚姻または同居する予定が無い場合

■互いの家の行き来はありますか → ■その頻度はどれくらいですか (ある場合)

(ある ・ なし) (週・月に) 回

■生活費等の授受はありますか → ■その金額はどれくらいですか (ある場合)

(ある ・ なし) (週・月に) 円 (受領・渡す)

6. 出産予定はありますか。(※受給者が「母」の場合の確認事項)

・ある ・なし

・妊娠している (出産予定: 令和 年 月) (注) 申立書が必要です。

7. 前夫 (前妻) について (※受給者「母」「父」の場合の確認事項 (父・母障害除く))

■前夫 (前妻) と交流はありますか。

・ある ・なし

■交流はどのくらいの頻度ですか? (あると回答した場合のみ)

・受給者、対象児童ともに面会あり ・対象児童のみ面会あり

→ (週・月に) 回

8. 一部支給停止適用除外事由届の提出の有無について

・非該当 (養育者・5年等満了していない)

・提出する

・提出しない 理由 ()

(注) 提出しない場合は、5年等満了月以降、手当額が半額になります。

9. 公的年金の受給状況

・受給していない

・受給している (老齢年金 ・ 障害年金 ・ 遺族年金)

・受給の手続き中 (老齢年金 ・ 障害年金 ・ 遺族年金)

(注) 年金を受給した場合、児童扶養手当の額が改定され、返還金が生じる場合もありますので、年金が認定されたとき (認定されているとき) は、速やかに町村窓口に届け出てください。

10. 確認事項 (児童扶養手当の適正な受給のための調査について)

(児童扶養手当法第28条、第29条、第30条)

◇児童扶養手当は貴重な税金をもとに支給しています。そのため、児童扶養手当の申請、受給は、定められた方法に従って正しく行っていただかなくてはなりません。

◇このため、受給資格があるのか (同居している方や生計を維持している方の有無など)、または収入の状況について、質問をしたり訪問調査をしたり、書類の提出を求めたり、関係機関や関係人に照会をすることがあります。

◇具体的には、住居の賃貸借契約書の写しや預金通帳などを見せていただくなど、適正な支給を行うために、皆様のプライバシーに立ち入らざるを得ない場合がありますが、この点につきましては、十分ご理解ください。

◇このような質問や調査の結果につきましては、秘密を厳守いたしますのでご安心ください。

※ 質問や調査に応じていただけない場合は、児童扶養手当法第14条に基づき、手当額の全部または一部を支給しないことがあります。

※ また、必要な書類などを提出していただけない場合は、児童扶養手当法第15条に基づき、手当の支払いを差し止めることがあります。

※ さらに、万が一、偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合は児童扶養手当法に基づき、

① お支払いした額を返還していただきます (児童扶養手当法第23条)

② 3年以下の懲役、又は30万円以下の罰金に処せられます (児童扶養手当法第35条)

(内容を確認の上、下記に☑してください。)

☐ 上記事項について確認しました。

☐ 左記及び表面の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

氏名: _____